

## 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」等の一部改正について

平成 21 年 9 月 15 日

日本証券業協会

### ・改正の趣旨

近年、協会員における業務運営方法が多様化していることを踏まえ、協会員の内部管理責任者等の配置について、実効性を保ちつつ各協会員の実情に即した配置を可能とすることにより、協会員においては、効率的な内部管理態勢の整備が必要となっている。

このため、個別に本協会の承認を受けることにより商品別・サービス別の統括ライン等を営業単位とすることを可能とすることとする。

また、届出事項について簡素化の観点から見直しを行い、年一回の配置の状況の届出により事後的に確認が可能なものについては、事前の届出について廃止等を行うこととする。

併せて、「協会員の役職員に対する処分のあり方に関するワーキング」の報告書（平成 21 年 2 月 17 日）で提言された営業責任者等の資格に関する処分について、厳格化を図ることとし、それぞれ以下のとおり改正を行うこととする。

### ・改正の骨子

- 1．営業単位、営業責任者及び内部管理責任者の配置、内部管理責任者の兼務に関し、申請により、協会員の実情に即した配置を行うこと等を可能とする。（第 7 条、第 10 条、第 13 条、第 19 条、細則第 2 条、細則第 4 条、細則第 5 条、細則第 6 条）
- 2．届出事項等について見直しを行い、本協会への届出等の簡素化を図ることとする。  
(第 16 条)
- 3．営業責任者の処分等について見直しを行うこととし、営業責任者の資格停止処分について、現行の 1 年以内から 2 年以内に延長するとともに、資格取消処分を新設する。併せて、内部管理責任者に対しても同様の処分を新設する。（第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条）
- 4．その他所要の整備を行う。

### ・施行の時期

この改正は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。

本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 規律審査部 担当：松葉、星、高橋（TEL 03 - 3667 - 8475）

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 9 月 15 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>(目的)</b>  <b>第 1 条</b> この規則は、協会員において金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令諸規則等の遵守状況を管理する業務に従事する役員及び従業員の配置、その資格要件、責務等を定めることにより、協会員の<u>内部管理態勢</u>を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。</p> <p><b>(内部管理統括責任者の登録)</b>  <b>第 2 条</b> 協会員は、内部管理統括責任者 1 名を定め、所定の様式による内部管理統括責任者登録申請書を<u>遅滞なく</u>、本協会に提出し、本協会が備える内部管理統括責任者登録簿に登録を受けなければならない。                  2 協会員は、前項の申請内容に変更がある場合は、所定の様式による内部管理統括責任者変更申請書を遅滞なく、本協会に提出し、当該変更に係る登録を受けなければならない。                  3 ( 現 行 ど お り )</p> <p><b>(内部管理統括責任者の資格要件)</b>  <b>第 3 条</b>                  ・ } ( 現 行 ど お り )                  3</p> <p><b>4</b> 協会員は、次に掲げる処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から 5 年間は、<u>内部管理統括責任者に任命してはならない。</u>                  1 <u>第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消し</u>                  2 「<u>協会員の外務員の資格、登録等に関する規則</u>」(以下「<u>外務員規則</u>」という。)第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による外務員資格の取消し                  3 <u>外務員規則第 11 条第 1 項の規定による外務員登録の取消し</u>  <b>5</b> 協会員は、次に掲げる処分を受けた者について、当該処分期間中は、<u>内部管理統括責任者に任命してはならない。</u>                  1 <u>第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による営業責任者資格及び内部管理責任者</u></p>	<p><b>(目的)</b>  <b>第 1 条</b> この規則は、協会員において金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令諸規則等の遵守状況を管理する業務に従事する役員及び従業員の配置、その資格要件、責務等を定めることにより、協会員の<u>内部管理体制</u>を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。</p> <p><b>(内部管理統括責任者の登録)</b>  <b>第 2 条</b> 協会員は、内部管理統括責任者 1 名を定め、所定の様式による内部管理統括責任者登録申請書を本協会に提出し、本協会が備える内部管理統括責任者登録簿に登録を受けなければならない。                  2 協会員は、前項の申請内容に変更がある場合は、所定の様式による内部管理統括責任者変更申請書を本協会に提出し、当該変更に係る登録を受けなければならない。                  3 ( 省 略 )</p> <p><b>(内部管理統括責任者の資格要件)</b>  <b>第 3 条</b>                  ・ } ( 省 略 )                  3 ( 新 設 )</p>

新	旧
<p>資格の効力停止</p> <p>2 外務員規則第 6 条第 1 項の規定による外務員資格の効力停止</p> <p>3 外務員規則第 11 条第 1 項の規定による外務員の職務の停止</p> <p><b>(内部管理統括責任者の責務)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 内部管理統括責任者は、<u>自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、当該協会の役員又は従業員（店頭デリバティブ取引会員にあっては、特定店頭デリバティブ取引等に従事する役員又は従業員を、特別会員にあっては、登録金融機関業務に従事する役員又は従業員をいう。以下同じ。）に対し、金商法その他の法令諸規則等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理態勢の整備に努めなければならない。</u></p> <p>2 ・ } (現行どおり)</p> <p>4</p> <p><b>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)</b></p> <p><b>第 6 条</b> 内部管理統括責任者は、第 4 条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、<u>細則に定める内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者（所属部署等における担当業務の遂行に責任を有する者をいう。以下同じ。）を内部管理統括補助責任者として定め、自己の職務を分担させることができる。</u></p> <p>2 協会員は、前項の規定により内部管理統括補助責任者を定めた場合又は内部管理統括補助責任者を定めなくなった場合若しくは報告内容に変更がある場合には、<u>所定の様式による内部管理統括補助責任者報告書を遅滞なく、本協会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 会員の内部管理統括責任者は、「<u>外務員等資格試験に関する規則</u>」(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、<u>内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>4 店頭デリバティブ取引会員の内部管理統括責任者は、<u>試験規則による会員内部管理責任</u></p>	<p><b>(内部管理統括責任者の責務)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 内部管理統括責任者は、当該協会の役員又は従業員（店頭デリバティブ取引会員にあっては、特定店頭デリバティブ取引等に従事する役員又は従業員を、特別会員にあっては、登録金融機関業務に従事する役員又は従業員をいう。以下同じ。）に対し、金商法その他の法令諸規則等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、<u>内部管理体制の整備に努めなければならない。</u></p> <p>2 ・ } (省 略)</p> <p>4</p> <p><b>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)</b></p> <p><b>第 6 条</b> 内部管理統括責任者は、第 4 条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、<u>細則に定める内部管理部門の役員又は部長若しくは室長（以下「内部管理統括補助責任者」という。）に自己の職務を分担させることができる。ただし、協会の組織機構等の実態からみてやむを得ないものと本協会が認めた場合は、内部管理部門の課長を内部管理統括補助責任者とすることができる。</u></p> <p>2 協会員は、前項の規定により内部管理統括補助責任者を定めた場合又は内部管理統括補助責任者を定めなくなった場合若しくは報告内容に変更がある場合には、<u>所定の様式による内部管理統括補助責任者報告書を本協会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 会員の内部管理統括責任者は、<u>第 1 項の内部管理統括補助責任者について、「外務員等資格試験に関する規則」</u>(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、<u>その職務を行わせてはならない。</u></p> <p>4 店頭デリバティブ取引会員の内部管理統括責任者は、<u>第 1 項の内部管理統括補助責任者</u></p>

新	旧
<p>者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、<u>内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>5 <u>特別会員の内部管理統括責任者は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（金商法第33条第2項第3号八又は同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）（以下「登録金融機関金融商品仲介行為」という。）の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者にあつては、会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>6 <u>内部管理統括補助責任者として内部管理統括責任者の職務の分担を受けた者は、自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、その職務を的確に遂行し、内部管理統括責任者にその遂行状況を報告しなければならない。</u></p> <p>7 <u>内部管理統括責任者は、次に掲げる処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から5年間は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>1 <u>第17条第1項又は第18条第1項の規定による営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消し</u></p> <p>2 <u>外務員規則第6条第1項又は第2項の規定による外務員資格の取消し</u></p> <p>3 <u>外務員規則第11条第1項の規定による外務員登録の取消し</u></p> <p>8 <u>内部管理統括責任者は、次に掲げる処分を受けた者について、当該処分期間中は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>1 <u>第17条第1項又は第18条第1項の規定による営業責任者資格及び内部管理責任者資格の効力停止</u></p> <p>2 <u>外務員規則第6条第1項の規定による外務員資格の効力停止</u></p> <p>3 <u>外務員規則第11条第1項の規定による外務員の職務の停止</u></p>	<p>について、試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、<u>その職務を行わせてはならない。</u></p> <p>5 <u>特別会員の内部管理統括責任者は、第1項の内部管理統括補助責任者について、試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。ただし、金商法第33条第2項第3号八又は同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）（以下「登録金融機関金融商品仲介行為」という。）の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</u></p> <p>6 <u>内部管理統括補助責任者として内部管理統括責任者の職務の分担を受けた者は、その職務を的確に遂行し、内部管理統括責任者にその遂行状況を報告しなければならない。</u></p>
<p><b>（内部管理部門の管理職者等の資格取得）</b>  <b>第7条</b> 協会員は、細則に定める内部管理部</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><b>（内部管理部門の責任者等の資格取得）</b>  <b>第7条</b> 協会員は、細則に定める内部管理部</p>

新	旧
<p>門に所属する<u>管理職者</u>（<u>所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。</u>）について、試験規則による<u>会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>（店頭デリバティブ取引会員又は特別会員にあっては、<u>会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>）でなければ、その職務を行わせてはならない。</p> <p>2 協会員は、<u>内部管理業務に従事する従業員</u>（前項に規定する<u>管理職者</u>を除く。）について、試験規則による<u>会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>（店頭デリバティブ取引会員及び特別会員にあっては、<u>会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>）となるよう努めるものとする。</p> <p><b>（研修の受講）</b>  <b>第 8 条</b>  ・ } （現行どおり）  2  3 協会員は、<u>営業責任者、内部管理責任者及び内部管理業務に従事する従業員</u>（内部管理統括補助責任者を除く。）について、本協会の事業年度毎に、本協会が実施する<u>内部管理統括補助責任者研修</u>に準じた社内研修を受講させなければならない。</p> <p>4 協会員は、<u>第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により営業責任者資格及び内部管理責任者資格の停止処分を受けた者</u>について、速やかに、「<u>内部管理統括補助責任者研修</u>」等の本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p>	<p>門に所属する<u>責任者</u>（<u>課長職以上の管理職者をいう。</u>）について、試験規則による<u>会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>（店頭デリバティブ取引会員又は特別会員にあっては、<u>会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>）でなければ、その職務を行わせてはならない。</p> <p>2 協会員は、<u>内部管理業務に従事する従業員</u>（前項に規定する<u>責任者</u>を除く。）について、試験規則による<u>会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>（店頭デリバティブ取引会員及び特別会員にあっては、<u>会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>）となるよう努めるものとする。</p> <p><b>（研修の受講）</b>  <b>第 8 条</b>  ・ } （省 略）  2  3 協会員は、<u>営業責任者及び内部管理責任者等内部管理業務に従事する従業員</u>（内部管理統括補助責任者を除く。）について、本協会の事業年度毎に、本協会が実施する<u>内部管理統括補助責任者研修</u>に準じた社内研修を受講させなければならない。</p> <p>4 協会員は、<u>第 17 条第 1 項の規定により営業責任者資格の停止処分を受けた者</u>について、速やかに、「<u>内部管理統括補助責任者研修</u>」等の本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p>
<p><b>（内部管理統括責任者及び内部管理統括補助責任者への交代勧告）</b>  <b>第 9 条</b> 本協会は、<u>内部管理統括責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理統括責任者の交代勧告をすることができる。</u></p> <p>1 <u>内部管理統括責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。</u>  2 <u>協会員の法令等違反行為が発生した場合において、内部管理統括責任者が当該法令</u></p>	<p><b>（内部管理統括責任者及び内部管理統括補助責任者への交代勧告）</b>  <b>第 9 条</b> 本協会は、<u>協会員が証券取引等監視委員会検査、協会監査等において、法令遵守又は内部管理体制の不備を指摘された場合において、その指摘が反復して行われる等、当該協会員の内部管理統括責任者がその責務を適切に遂行していなかったと判断されるときには、当該事案の処分の一部として、当該協会員に対し、当該内部管理統括責任者の交代勧告をすることができる。</u></p>

新	旧
<p><u>等違反行為を隠蔽、放置した場合や、内部管理統括責任者の指示により発生した場合等、内部管理統括責任者が第4条各項に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。</u></p> <p>2 本協会は、<u>内部管理統括補助責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理統括補助責任者の交代勧告をすることができる。</u></p> <p>1 <u>内部管理統括補助責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。</u></p> <p>2 <u>協会の法令等違反行為が発生した場合において、内部管理統括補助責任者が当該法令等違反行為を隠蔽、放置した場合や、内部管理統括補助責任者の指示により発生した場合等、内部管理統括補助責任者が第6条第6項に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。</u></p> <p><b>(営業責任者の配置)</b></p> <p><b>第10条</b> <u>協会員は、当該協会員における投資勧誘等の営業活動、顧客管理を行う本店、その他の営業所又は事務所（本店、その他の営業所又は事務所における部署を含む。）について、細則に定める営業単位として定め、当該営業単位の長を営業責任者に任命し、配置しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、協会員は、前項の細則に定める営業単位以外の営業単位を定め、当該営業単位の長を営業責任者に任命し、配置することができる。この場合における営業責任者の配置については、あらかじめ所定の様式による申請書を提出し、本協会の承認を得なければならない。</u></p> <p><b>(営業責任者の資格要件)</b></p> <p><b>第11条</b></p> <p>・ } (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>3 <u>特別会員は、会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営</u></p>	<p>2 本協会は、前項の規定により<u>内部管理統括責任者の交代勧告をする場合において、職務を分担した内部管理統括補助責任者がその責務を的確に遂行していなかったと認められるときには、当該協会員に対し、当該内部管理統括補助責任者の交代勧告をすることができる。</u></p> <p><b>(営業責任者の配置)</b></p> <p><b>第10条</b> <u>協会員は、営業単位（細則に定める営業単位をいう。以下同じ。）の長を当該営業単位の営業責任者に任命しなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><b>(営業責任者の資格要件)</b></p> <p><b>第11条</b></p> <p>・ } (省 略)</p> <p>2</p> <p>3 <u>特別会員は、会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金</u></p>

新	旧
<p><u>業責任者資格試験又は試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u>)の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</p> <p>4 協会員は、営業責任者が第 17 条第 1 項の規定により<u>営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消し又は停止処分を受けたときには、直ちにその後任の営業責任者を任命しなければならない。</u></p> <p>5 協会員は、第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により<u>営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から 5 年間は、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p>6 協会員は、第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により<u>営業責任者資格及び内部管理責任者資格の停止処分を受けた者について、当該資格の効力の停止期間中は、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p><b>(特定店頭デリバティブ取引等に係る特例)</b>  <b>第 11 条の 2</b> (現行どおり)  1 (現行どおり)  2 平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した<u>外務員規則</u>第 4 条の 2 第 1 項に定める第 1 項社内研修を受講し、当該第 1 項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者  3 (現行どおり)</p> <p><b>(営業責任者の責務)</b>  <b>第 12 条</b> 営業責任者は、自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、<u>自らが営業責任者として任命された営業単位に所属する役員又は従業員に対し、金商法その他の法令諸規則等を遵守する営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、指導、監督しなければならない。</u></p> <p>2 営業責任者は、<u>自らが営業責任者として任命された営業単位における投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。</u></p>	<p><u>融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</u></p> <p>4 協会員は、営業責任者が第 17 条第 1 項の規定により<u>営業責任者資格の停止処分を受けたときには、直ちに当該営業単位の営業責任者を任命しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><b>(特定店頭デリバティブ取引等に係る特例)</b>  <b>第 11 条の 2</b> (省 略)  1 (省 略)  2 平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した「<u>協会の外務員の資格、登録等に関する規則</u>」(以下、「<u>外務員規則</u>」という。)第 4 条の 2 第 1 項に定める第 1 項社内研修を受講し、当該第 1 項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者  3 (省 略)</p> <p><b>(営業責任者の責務)</b>  <b>第 12 条</b> 営業責任者は、自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、<u>当該営業単位に所属する役員又は従業員に対し、金商法その他の法令諸規則等を遵守する営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、指導、監督しなければならない。</u></p> <p>2 営業責任者は、<u>当該営業単位における投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>(内部管理責任者の配置)</b></p> <p><b>第 13 条</b> <u>協会員は、当該協会員における投資勧誘等の営業活動、顧客管理を行う本店、その他の営業所又は事務所（本店、その他の営業所又は事務所における部署を含む。）について、細則に定める営業単位として定め、当該営業単位ごとに内部管理業務の管理職者を内部管理責任者に任命し、配置しなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>前項の規定にかかわらず、協会員は、細則に定める者を内部管理責任者に任命し、配置することができる。</u></p> <p><b>3</b> <u>前項の規定にかかわらず、協会員は、第 1 項の細則に定める営業単位以外の営業単位を定め、当該営業単位の内部管理責任者を任命し、配置することができる。この場合における内部管理責任者の配置については、あらかじめ所定の様式による申請書を提出し、本協会の承認を得なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>(内部管理責任者の資格要件)</b></p> <p><b>第 14 条</b></p> <p>・ } (現行どおり)</p> <p><b>2</b></p> <p><b>3</b> <u>特別会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p> <p><b>4</b> <u>協会員は、内部管理責任者が第 18 条第 1 項の規定により営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消し又は停止処分を受けたときには、直ちにその後任の内部管理責任者を任命しなければならない。</u></p> <p><b>5</b> <u>協会員は、第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から 5 年間は、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p> <p><b>6</b> <u>協会員は、第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により営業責任者資格及び内部管理責任者資格の停止処分を受けた者について、当該資格の効力の停止期間中は、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>(内部管理責任者の配置)</b></p> <p><b>第 13 条</b> <u>協会員は、営業単位ごと（特定の営業単位を担当する内部管理組織が独立して設けられている場合の当該部、室又は課を含む。）に内部管理業務に従事する責任者（細則で定める管理職者をいう。）を当該営業単位の内部管理責任者に任命しなければならない。ただし、細則に定めるところにより、内部管理統括補助責任者又は他の営業単位の内部管理責任者に当該営業単位の内部管理責任者の職務を兼務させることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><b>(内部管理責任者の資格要件)</b></p> <p><b>第 14 条</b></p> <p>・ } (省 略)</p> <p><b>2</b></p> <p><b>3</b> <u>特別会員は、試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p><b>(内部管理責任者の責務)</b></p> <p><b>第 15 条</b> <u>内部管理責任者は、自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、自らが内部管理責任者として任命された営業単位における営業活動が金商法その他の法令諸規則等に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>内部管理責任者は、自らが内部管理責任者として任命された営業単位における投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかに内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。</u></p> <p><b>(営業責任者等の協会への報告)</b></p> <p><b>第 16 条</b> <u>協会員は、毎年7月末日現在における営業責任者及び内部管理責任者の配置の状況を、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。</u></p> <p><b>(営業責任者資格の取消し、停止処分)</b></p> <p><b>第 17 条</b> <u>本協会は、営業責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該営業責任者の営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取消し又は2年以内の期間を定めて当該資格の効力を停止することができる。</u></p> <p>1 <u>営業責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。</u></p> <p>2 <u>自らが営業責任者として任命された営業単位に所属する役員又は従業員の法令等違反行為が発生した場合において、営業責任者が当該法令等違反行為を隠蔽、放置した場合や、営業責任者の指示により発生した場合等、第 12 条に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。</u></p> <p>2 <u>本協会は、前項の適用について必要があると認めるときは、協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>本協会は、第 1 項の規定により営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取消し又は効力を停止したときは、遅滞なく、書面によりその旨を第 1 項に規定する処分事由が発生した協会員に通知する。この場合において、営業責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所</u></p>	<p><b>(内部管理責任者の責務)</b></p> <p><b>第 15 条</b> <u>内部管理責任者は、当該営業単位における営業活動が金商法その他の法令諸規則等に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>内部管理責任者は、当該営業単位における投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかに内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。</u></p> <p><b>(営業責任者等の協会への報告)</b></p> <p><b>第 16 条</b> <u>協会員は、毎年9月末日及び3月末日現在における営業責任者及び内部管理責任者の名簿をそれぞれ作成し、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。</u></p> <p><b>(営業責任者資格の停止)</b></p> <p><b>第 17 条</b> <u>本協会は、営業責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該営業責任者の営業責任者資格を1年以内の期間を定めて停止することができる。</u></p> <p>1 <u>営業責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。</u></p> <p>2 <u>当該営業単位に所属する営業責任者以外の役員又は従業員の法令等違反行為が発生した場合において、当該営業単位の営業責任者が第 12 条に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。</u></p> <p>2 <u>本協会は、前項の適用について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 <u>本協会は、第 1 項の規定により営業責任者資格を停止したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該協会員に通知する。</u></p>

新	旧
<p>属金融商品取引業者等（金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者（金融商品仲介業規則第 4 条第 3 号に規定する個人金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</p> <p><b>（内部管理責任者資格の取消し、停止処分）</b></p> <p><b>第 18 条</b> 本協会は、内部管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理責任者の営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取消し又は 2 年以内の期間を定めて当該資格の効力を停止することができる。</p> <p>1 内部管理責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。</p> <p>2 自らが内部管理責任者として任命された営業単位に所属する役員又は従業員の法令等違反行為が発生した場合において、内部管理責任者が当該法令等違反行為を隠蔽、放置した場合や、内部管理責任者の指示により発生した場合等、第 15 条に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。</p> <p>3 本協会は、前項の適用について必要があると認めるときは、協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>4 協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。</p> <p>5 本協会は、第 1 項の規定により営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取消し又は効力を停止したときは、遅滞なく、書面によりその旨を第 1 項に規定する処分事由が発生した協会員に通知する。この場合において、内部管理責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p>
<p><b>（協会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例）</b></p> <p><b>第 19 条</b> （現行どおり）</p> <p>2 本協会に新たに加入する協会員にあって</p>	<p><b>（協会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例）</b></p> <p><b>第 18 条</b> （省 略）</p> <p>2 本協会に新たに加入する協会員にあって</p>

新	旧
<p>は、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条、第11条の2、第14条又は第14条の2の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。<u>ただし、定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、試験規則による会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が店頭デリバティブ会員又は特別会員の場合は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験））の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。</u></p> <p>1 ・ } （現行どおり）</p> <p>3</p> <p><b>3</b> 協会員の内部管理部門に所属する<u>管理職者</u>については、当該者が就任した日から6か月間に限り、第7条の規定を適用しない。</p> <p><b>4</b> （現行どおり）</p>	<p>は、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条、第11条の2、第14条又は第14条の2の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。</p> <p>1 ・ } （省 略）</p> <p>3</p> <p><b>3</b> 協会員の内部管理部門に所属する<u>責任者の職に就任する者</u>については、当該者が就任した日から6か月間に限り、第7条の規定を適用しない。</p> <p><b>4</b> （省 略）</p>
<p><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成21年9月30日から施行する。</p>	

「『協会の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 21 年 9 月 15 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>(内部管理統括責任者の資格要件の特例)</b>  <b>第 2 条</b> 規則第 3 条第 1 項ただし書に規定する細則に定める者は、次のとおりとする。</p> <p>1 ( 現 行 ど お り )</p> <p>2 <u>内部管理業務の責任者であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者(内部管理を担当する取締役がいない場合に限る。)</u></p> <p>2 前項の規定は、委員会設置会社の内部管理統括責任者の任命については、「取締役」とあるのは「執行役」、「代表取締役」とあるのは「代表執行役」、「役付取締役」とあるのは「役付執行役」、「<u>取締役会</u>」とあるのは「<u>執行役会</u>」とそれぞれ読み替えて準用する。</p> <p>3 規則第 3 条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、<u>特定店頭デリバティブ取引等の内部管理業務の責任者(特定店頭デリバティブ取引等の内部管理を担当する役員を任命することができない場合に限る。)</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">( 削 る )</p> <p style="text-align: center;">( 削 る )</p> <p>4 規則第 3 条第 3 項ただし書に規定する細則に定める者は、<u>登録金融機関業務の内部管理業務の責任者(登録金融機関業務の内部管理を担当する役員を任命することができない場合に限る。)</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">( 削 る )</p> <p style="text-align: center;">( 削 る )</p> <p><b>(内部管理部門の範囲)</b>  <b>第 3 条</b> 規則第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する内部管理部門は、<u>コンプライアンス、監査(検査)、営業考査、売買審査の業務を担当する部、室又は課(本店に準ずる組織</u></p>	<p><b>(内部管理統括責任者の資格要件の特例)</b>  <b>第 2 条</b> 規則第 3 条第 1 項ただし書に規定する細則に定める者は、次のとおりとする。</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 <u>その他会員の組織機構等の実態から、本協会が特別に認めた者</u></p> <p>2 前項の規定は、委員会設置会社の内部管理統括責任者の任命については、「取締役」とあるのは「執行役」、「代表取締役」とあるのは「代表執行役」、「役付取締役」とあるのは「役付執行役」とそれぞれ読み替えて準用する。</p> <p>3 規則第 3 条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>1 <u>特定店頭デリバティブ取引等の内部管理を担当する管理職者(特定店頭デリバティブ取引等の内部管理を担当する役員を任命することができない場合に限る。)</u></p> <p>2 <u>その他店頭デリバティブ取引会員の組織機構等の実態から、本協会が特別に認めた者</u></p> <p>4 規則第 3 条第 3 項ただし書に規定する細則に定める者は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>1 <u>登録金融機関業務(定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。)の内部管理を担当する管理職者(登録金融機関業務の内部管理を担当する役員を任命することができない場合に限る。)</u></p> <p>2 <u>その他特別会員の組織機構等の実態から、本協会が特別に認めた者</u></p> <p><b>(内部管理部門等の範囲)</b>  <b>第 3 条</b> 規則第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する内部管理部門は、<u>監査(検査)、営業考査、売買審査の業務を担当する部、室又は課(本店に準ずる組織機構を有する営業</u></p>

新	旧
<p>機構を有する営業所に設けられている<u>コンプライアンス、監査（検査）、営業審査、売買審査の業務を担当する部、室又は課</u>）とする。</p> <p><b>（営業単位の範囲）</b>  <b>第 4 条</b> 規則第 10 条第 1 項及び第 13 条第 1 項に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会の区分に従い、当該各号に定める営業部店等の社内組織上一体の業務運営を行っている単位とする。</p> <p>1  ・ } （現行どおり）</p> <p>2</p> <p>3 特別会員  イ 公共債の窓口販売業務（公共債に係る金商法第 2 条第 8 項第 1 号から第 3 号まで及び第 9 号に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、公共債に係る同項第 1 号に掲げる行為を行う業務については、公共債の公募入札による発行に伴う買付け又は売付け（金融商品取引業等に関する内閣府令第 100 条第 3 項に規定する国債の発行日前取引を含む。）及び特別会員の募集の取扱い又は売付けにより公共債を購入した者が継続して所有している当該公共債を当該特別会員が当該購入した者から買い取る業務に限る。）<u>及び特定店頭デリバティブ取引等（ただし、組成、約定等について集中して管理がなされている場合に限る。）</u>に関する業務を統括する部、室、課、営業所又は事務所</p> <p>ロ  ・ } （現行どおり）</p> <p>ホ</p> <p><b>（特別会員の営業責任者の配置の特例）</b>  <b>第 5 条</b> 特別会員は、営業責任者に任命しようとする者（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者を除く。）が、規則第 11 条第 3 項に規定する資格要件を満たしていない場合には、<u>あらかじめ本協会に届け出ることにより、その任命の日から 6 か月に限り、その任命しようとする営業単位の管理職者（同項に規定する資格要件を満たしている者に限る。）</u>を営業責任者に任命することができる。</p> <p><b>2</b> 前項の規定に基づく営業責任者が規則第 11 条第 3 項に規定する資格要件を満たした場合には、<u>所定の様式による資格取得報告書を遅</u></p>	<p>所に設けられている監査（検査）、営業審査、売買審査の業務を担当する部、室又は課）とする。</p> <p><b>（営業単位の範囲）</b>  <b>第 4 条</b> 規則第 10 条に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会の区分に従い、当該各号に定める営業部店とする。</p> <p>1  ・ } （省 略）</p> <p>2</p> <p>3 特別会員  イ 公共債の窓口販売業務（公共債に係る金商法第 2 条第 8 項第 1 号から第 3 号まで及び第 9 号に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、公共債に係る同項第 1 号に掲げる行為を行う業務については、公共債の公募入札による発行に伴う買付け又は売付け（金融商品取引業等に関する内閣府令第 100 条第 3 項に規定する国債の発行日前取引を含む。）及び特別会員の募集の取扱い又は売付けにより公共債を購入した者が継続して所有している当該公共債を当該特別会員が当該購入者から買い取る業務に限る。）を統括する部、室、課、営業所又は事務所</p> <p>ロ  ・ } （省 略）</p> <p>ホ</p> <p><b>（特別会員の営業責任者の配置の特例）</b>  <b>第 5 条</b> 特別会員は、営業責任者に任命しようとする者（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者を除く。）が、規則第 11 条第 3 項に規定する資格要件を満たしていない場合において、<u>本協会が特に認めるときは、その認定の日から 6 か月に限り、当該営業単位の管理職者（同項に規定する資格要件を満たしている者に限る。）</u>を営業責任者に任命することができる。</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p>

新	旧
<p>滞なく本協会に提出しなければならない。</p> <p><b>(内部管理責任者の配置の特例)</b>  <b>第 6 条</b> 規則第 13 条第 2 項に規定する細則に定める者は次のとおりとする。</p> <p>1 特定の営業単位を担当する独立した内部管理部門における内部管理業務が適切に遂行されている場合において、当該内部管理部門の者でかつ規則第 14 条の資格要件を満たしている者(特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の 2 の特例要件を満たしている者)</p> <p>2 協会の従業員の人数及び管理職者の構成等の実態からみてやむを得ない場合において、内部管理統括補助責任者、又は、内部管理業務の管理職者でない者のうち内部管理業務の管理職者と同等の内部管理業務経験、知識を有していると当該協会が認める者でかつ規則第 14 条の資格要件を満たしている者(特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の 2 の特例要件を満たしている者)</p> <p>2 協会は、それぞれの業務の適切な遂行が可能であると認めるときは、規則第 13 条第 1 項に規定する管理職者及び前項各号に規定する者を複数の営業単位の内部管理責任者に任命することができる。</p> <p>(削 る)</p>	<p><b>(内部管理責任者の特例)</b>  <b>第 6 条</b> 規則第 13 条に規定する内部管理責任者は、課長職以上の従業員とする。ただし、協会の従業員の年齢構成等の実態からみてやむを得ない場合には、あらかじめ本協会に所定の届出書を届け出ることにより、当分の間、課長職でない者(定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が 7 年以上の者又は年齢が 27 歳以上の者に限る。)を任命することができる。</p> <p><b>(内部管理責任者の配置の特例)</b>  <b>第 7 条</b> 規則第 13 条ただし書に規定する内部管理統括補助責任者又は他の内部管理責任者に兼務させることができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>1 所属従業員数が 15 名未満の営業所又は事務所(以下、「少人数営業所等」という。)の内部管理を当該少人数営業所等を統括する営業所又は事務所の内部管理統括補助責任者又は内部管理責任者が行う場合</p> <p>2 少人数営業所等の内部管理を前号以外の内部管理統括補助責任者又は内部管理責任者が行う場合等であって、当該少人数営業所</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>等の内部管理体制が十分に確保される場合</p> <p><u>3 営業又は商品本部に属する部又は室の一部の所属従業員数が 15 名未満である場合において、当該部又は室の内部管理が当該営業又は商品本部に属する他の部又は室の内部管理責任者によって行われる当該部又は室である場合（営業又は商品本部に属するすべての部又は室の所属従業員数が 15 名未満である場合を除く。）</u></p> <p><u>2 協会員は、前項第 2 号の少人数営業所等として適用を受けようとするときは、所定の届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 本協会は、第 1 項第 2 号の適用に当たっては、次の基準により行う。</u></p> <p><u>1 自身が所属する営業所又は事務所と自身が兼務する少人数営業所等との間の往復及び当該少人数営業所等における業務執行を 1 日の業務時間内に行うことが可能であること。</u></p> <p><u>2 当該少人数営業所等及び当該少人数営業所等の内部管理責任者を兼務しようとする者が所属する営業単位の法令、協会規則の遵守状況が良好であること。</u></p> <p><u>3 兼務をする者が内部管理責任者である場合には、当該内部管理責任者は、課長職以上の役職者であること。</u></p>

以 上